

(平成24年7月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和46年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月20日から同年3月16日まで
② 昭和46年2月28日から同年3月1日まで

申立期間①について、A社における厚生年金保険の資格取得日が昭和45年3月16日になっているが、高校の卒業式直後の同年2月20日から同社の寮に入って仕事に就き保険料も控除されていたと思うので、当該期間を被保険者期間と認めてほしい。申立期間②について、工場移転のため、46年3月1日付けで同社C工場から同社D工場に異動したが、その際に厚生年金保険の記録に1か月の空白期間がある。これは、事務手続の過誤と思われるので当該期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、B社の回答及び人事記録から、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和46年3月1日に、同社C工場から同社D工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の昭和46年1月の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、

その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人は、高校の卒業式に出席した後の昭和45年2月20日からA社の寮に入り仕事に就いたと主張している。

しかしながら、B社により提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書から、申立人の資格取得日は、昭和45年3月16日であることが確認できる上、同社は「申立期間に勤務実態は無く、保険料は控除していない。」と回答している。

また、B社により提出された申立人の人事記録には「入社 45. 3. 16」と記載されており、雇用保険の資格取得日及びオンライン記録における厚生年金保険の資格取得日と一致している。

さらに、申立人が卒業したE県立F高校（現在は、E県立G高校）に照会したところ「卒業式は、昭和45年3月3日であった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 58 年 7 月まで

A市B町にあったC社で勤務した。当時の給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、申立人は、期間の特定はできないものの、C社において勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、D県に所在するC社が、厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、C社の元役員は、「C社は、厚生年金保険に加入していなかった。各自国民年金に加入していた。」と回答している上、同僚は、「C社は厚生年金保険に加入していなかった。私も国民年金に加入しており厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

さらに、C社の元請業者であるE社F支店及びD県に所在する複数の類似社名(G社)に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は無い上、申立人の国民年金被保険者原票から、申立期間のうちの昭和49年度及び50年度はD県H市、56年度はD県I市において申請免除の記録が確認できる。

加えて、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月21日から5年9月20日まで
平成元年10月21日にA社に入社し、Bホテルで働いた。勤務中は、会社の送迎バスで同ホテルに出勤し、午前7時からお客様の朝食の準備、後片付け等厨房で午後4時まで働き、送迎バスで帰宅していた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成元年11月26日から5年9月20日までの期間においてA社に係る雇用保険の被保険者記録が確認できること、及び同社に勤務していた上司が、申立人が申立期間において勤務していたことを証明していることから、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人が所持する申立期間の一部である平成3年2月及び同年3月の物品受領書（給与明細の通知書）において雇用保険料は控除されているものの、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、A社が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により確認できる申立人の同社における資格取得日は、オンライン記録と一致している。

さらに、A社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料は無いため申立人の保険料控除については不明と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。